

令和 8 年 7 月号

SANWA LINER

URL <https://sanwa-kaikai.com>

※ ホームページも情報満載です。
是非、ご覧下さい!!!

税理士法人 三和会計事務所

山形市浜崎 76 番地 7

TEL : (023) 624-3466

FAX : (023) 624-3472



← QR で簡単に
ホームページへ

相続開始（亡くなった）日から14日以内の手続き

確認事項・手続き	手続きの期限	解説
『死亡診断書・死体検案書』の取得 ※死体検案書は事故死などの場合	すみやかに	死亡診断書・死体検案書は市区町村役場に提出すると返却されません。取得したらすぐに10枚くらいコピーをしましょう。各種解約手続き（銀行解約）などに必要になります。
死亡届（死亡診断書・死体検案書）の提出	7日以内	一般的には、葬儀社の方が死亡届と火葬許可申立書を提出してくれることが多いようです。
・葬儀費用の領収書などの整理・保管 ・お寺への支払い記録	すみやかに	相続税の計算上、葬儀費用とお寺への支払いは控除できます。必ず領収書と支払い記録は残しておきましょう。
・年金受給停止の手続き ・未支給の年金の請求	すみやかに	年金受給者が死亡した場合、年金事務所に『年金受給権者死亡届』と『未支給（年金・保険給付）請求書』を提出します。
世帯主変更届の提出	14日以内	世帯主が死亡し、残る世帯員が2人以上（配偶者以外の者が新たに世帯主になる等）の時は、世帯主変更届を提出します。
健康保険証の返却・資格喪失届の提出	国民健康保険 14日以内 健康保険（会社員等）5日以内	死亡した方が自営業の場合は『国民健康保険資格喪失届』を、75歳以上の場合は『後期高齢者医療資格喪失届』を故人の住んでいた市区町村役場の窓口に出し、併せて、健康保険証等を返却します。

ワンストップ!! 【市区町村役場（以下、山形市の場合）に行く際の持ち物と回る順番】

1.市民課（家族の記録）

住民票の除票、故人の生まれてから死亡するまでの戸籍謄本、届出人の住民票、届出人の戸籍謄本を3枚くらい取得

2.国民健康保険課 保険証の返却と喪主が葬祭費の受取申請

3.福祉課（生活）介護保険証の返却、※マイナンバーカードの返却

※山形市の場合は不要です。もし返却する場合、相続手続き等でご使用いただく場合がありますので、終了するまで保管をおすすめします。

〈持ち物〉

- ☐ 死亡診断書の写し
- ☐ 届出人の認印（印鑑）
- ☐ 届出人の本人確認書類、預金通帳
- ☐ 故人の年金手帳
- ☐ 故人の健康保険証



7月の税務カレンダー

	日	月	火	水	木	金	土
7 ・ 8 月				1	2	3	④
	⑤	6	7	8	9	10	⑪
	⑫	13	14	15	16	17	⑬
	⑭	⑮	16	17	18	19	⑯
	⑰	18	19	20	21	22	⑱
	⑲	20	21	22	23	24	⑳
	㉑	22	23	24	25	26	㉒
	②	3	4	5	6	7	⑧
	⑨	10	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮

7月の主な税務

■7/10（金） ・ 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（特例適用者は1月～6月徴収分を納付）

■7/31（金） ・ 5月決算法人の確定申告と納税
・ 11月決算法人の中間申告と納税
・ 消費税の年税額が400万円超の8月11月、2月決算法人の3月ごとの中間申告と納税
・ 所得税の予定納税第1期の納税（口座振替日7/31）



社会保険の算定基礎の提出：7月10日（金）まで